

監査公表第 685 号

財政援助団体等監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 25 年 12 月 25 日

京都市監査委員	大	西	均
同	久	保	勝 信
同	西	村	京 三
同	海	沼	芳 晴

1 平成 24 年度財政援助団体等監査（平成 25 年 4 月 25 日監査公表第 681 号）

（総合企画局－1）

指 摘 事 項
<p>1 公益財団法人大学コンソーシアム京都</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 財務諸表の作成</p> <p>財務諸表について、本市からの出えん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。</p> <p>公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>大学コンソーシアムに対して、本市からの出えん金を指定正味財産として計上するよう指導した。</p> <p>平成 25 年度予算及び平成 24 年度決算において、本市からの出えん金が指定正味財産に計上されていることを、平成 25 年 6 月 29 日の大学コンソーシアムの評議員会・理事会で確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>1 公益財団法人大学コンソーシアム京都</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) タクシーチケットの使用及び管理</p> <p>タクシーチケットは、厳格な使用及び管理を行う必要があるが、具体的な使用基準を定めておらず、また、タクシーチケット取扱要領に定められた管理が徹底されていないものがあった。</p> <p>タクシーチケットの使用基準を定めるとともに、タクシーチケット取扱要領等による管理を徹底し、タクシーチケットの使用及び管理が適切に行われるよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>大学コンソーシアムに対してタクシーチケット使用基準を定めるよう指導し、平成25年6月に策定されたことを確認した。</p> <p>また、平成25年7月2日に、大学コンソーシアムの団体内会議において指摘事例の周知が全職員に対し行われ、タクシーチケット取扱要領に基づいた管理を徹底するよう指導が行われた。</p>

指 摘 事 項
<p>1 公益財団法人大学コンソーシアム京都</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 収納金出納簿の確認</p> <p>京都市会計規則（以下「市会計規則」という。）に基づき、収納金の出納状況を明らかにするため、収納金出納簿を作成しているが、公金収納受託者が確認印を押印していないものがあった。</p> <p>公金収納受託に係る事務を適切に行うよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>大学コンソーシアムに対して、収納金出納簿への確認印については直ちに誤りを修正するとともに、今後、同様の誤りを生じさせないよう指導を行った。</p> <p>大学コンソーシアムにおいて、公金収納受託事務に係る研修を平成 25 年 5 月 29 日に実施し、団体職員に対し適正な事務について周知徹底が行われた。</p>

指 摘 事 項
<p>1 公益財団法人大学コンソーシアム京都</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 貸与備品の管理</p> <p> 本市から大学コンソーシアムに対して指定管理業務に要する備品を貸与しているが、備品台帳及び協定書に記載していない本市の備品があるなど適正に管理されていないものがあった。</p> <p> 定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取組みたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>市民協働政策推進室において、大学コンソーシアムに貸付を行っている備品について、備品台帳及び協定書との照合を行い、平成 25 年 6 月 28 日に備品台帳を修正した。また、協定書に記載されていない備品については、平成 25 年 4 月 1 日付けで新たに貸与する契約を締結した。</p> <p>今後は、年度ごとに備品台帳と備品の照合を行い、適正な備品管理を行っていく。</p>

指 摘 事 項
<p>2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 契約に関する規程の整備</p> <p>財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則（以下「研究所会計規則」という。）によると、売買、賃借、請負、その他の契約を行う場合の方法及び手続について、京都市の例によるとされているが、団体内における具体的な取扱いが明確には定められておらず、契約に当たって複数の者から見積書を徴していないものがあつた。</p> <p>契約の手続等の具体的な取扱いを定めるよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>埋蔵文化財研究所に対して、契約の手続等の具体的な取扱いを定めるよう指導した結果、同研究所の平成25年度第1回理事会（平成25年6月26日開催）において、研究所会計規則の第37条を改め、契約の手続等の取扱いを定めた。</p> <p>指摘のあつた契約案件については、平成25年度から、複数の者からの見積りを徴したうえで契約が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 小口現金の取扱い</p> <p>小口現金について、小口現金取扱要綱に定める適用範囲を超えた支払が行われているものがあり、また、小口現金の一部をつり銭資金に充てるなど適切な取扱いとなっていないものがあった。</p> <p>小口現金は厳格に取り扱うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>埋蔵文化財研究所に対し、小口現金取扱要綱に定める適用範囲の中で厳格に取り扱うよう指導した。</p> <p>同研究所では、小口現金の一回当たりの銀行からの引出金額を10万円以内とし、現金保有を必要最小限にとどめるように関係職員に周知徹底した。</p> <p>指導後、所管課が出納簿を点検したところ、同要綱に基づき適正な事務がなされていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 (2) 出資団体監査 a 団体関係 (c) 収益の計上 書籍の売上について、会計年度を越えて収益を計上しているものや収益の計上を行っていないものがあった。 適切に収益を計上するよう埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置
埋蔵文化財研究所に対し、収益の計上については、年度単位で適切に行うよう指導するとともに、関係職員に対しても周知徹底した。 指導後、所管課において、年度単位ごとに適切に収益が計上されていることを確認した。

指 摘 事 項
<p>2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 委託契約書等の業務内容</p> <p>京都市契約事務規則（以下「市契約事務規則」という。）によると、契約書を作成する場合においては、契約の目的等を記載するものとされているが、業務委託において、契約の目的である業務内容が契約書に明記されず、また、仕様書も作成されていないものがあった。</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書等により業務内容を明確にされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>埋蔵文化財研究所との委託契約書等の業務内容について、平成25年度の契約から仕様書を作成し、その中において委託目的を明記し、業務内容が明確に把握できるよう改めた。</p>

指 摘 事 項
2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 (2) 出資団体監査 b 所管課関係 (b) 再委託の承諾 市契約事務規則によると、契約の相手方は文書による承諾を得ずにその義務の履行を第三者に委託してはならないとされているが、承諾を得ずに再委託が行われていたものがあった。 再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾をしたうえで行わせるようにされたい。

講 じ た 措 置
再委託の承諾について、埋蔵文化財研究所に対して、再委託をする際は、事前に文書による本市の承諾を得て行うよう指導し、平成25年度から事前に本市の文書による承認を得てから再委託をするよう事務を改めた。

指 摘 事 項
<p>2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 事業報告書の提出</p> <p>京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）によると、事業報告書の提出は毎年度終了後 60 日以内にしなければならないとされているが、指定管理に係る協定書においてこの期限を 90 日以内と指定し受理していた。</p> <p>指定管理者指定手續条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>事業報告書については、指定管理者指定手續条例に基づき、京都市考古資料館の管理に関する協定書を、平成 25 年 10 月 1 日に、事業報告書の提出を毎年度終了後 60 日以内とする旨の変更を行うとともに、埋蔵文化財研究所に対し、指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都古文化保存協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 財務諸表の作成</p> <p>貸借対照表及び正味財産増減計算書については、資産及び負債の状態並びに正味財産の状態及びその増減を明りょうに表示する必要があるが、一部の資産及び負債を計上せず、また、指定正味財産に計上すべき本市からの出えん金を一般正味財産に計上するなど、適切とは言えない点があった。</p> <p>公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>財務諸表の作成について、古文化保存協会に対し、公益法人会計基準等に沿って適切なものとするよう指導した。指摘を受けた事項については、直ちに一般正味財産から指定正味財産への振替処理を行い、誤りを修正するとともに、今後同様の誤りを生じさせないよう、資産及び負債の計上漏れを防ぐため通帳の統一化を実施したうえ、担当職員への指摘事項の周知及び税理士による指導を行い、適正な事務を徹底した。</p> <p>指導後、所管課が確認したところ、指導のとおり適正な事務がなされていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都古文化保存協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 会計処理</p> <p>会計伝票及び総勘定元帳については、公益財団法人古文化保存協会会計規則（以下「保存協会会計規則」という。）において会計帳簿の主要簿として規定されているが、一部の取引について会計伝票を作成しておらず、また、総勘定元帳を作成していない勘定科目があるなど、会計処理としては不十分な点があった。</p> <p>全ての取引について会計伝票を作成するとともに、全ての勘定科目について総勘定元帳を作成し、適切な会計処理を行うよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>会計処理について、古文化保存協会に対し、全ての取引について会計伝票を作成するとともに、全ての勘定科目について総勘定元帳を作成し、適切な会計処理を行うよう指導した。同協会では、指摘を受けた事項については直ちに誤りを修正するとともに、今後同様の誤りを生じさせないよう、担当職員への指摘事項の周知及び税理士による指導を行った。また、内部監査の実施や、担当職員を財務事務研修へ参加させ専門的な知識を修得させる等、事務の改善に取り組んでいる。</p> <p>指導後、所管課が確認したところ、指導のとおり適正な事務がなされていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>3 公益財団法人京都古文化保存協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 補助簿の記帳</p> <p>現金出納帳及び預金出納帳については、保存協会会計規則において会計帳簿の補助簿として規定されているが、現金及び預金の出納状況について適切に記帳していないものがあつた。</p> <p>現金及び預金の出納状況を適切に記帳するよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>補助簿の記帳について、古文化保存協会に対して、現金及び預金の出納状況を適切に記帳するよう指導した。同協会では、指摘を受けた事務については直ちに誤りを修正するとともに、今後同様の誤りを生じさせないように、担当職員に指摘事例の周知と税理士による記帳指導を行い、適正な事務について周知徹底した。</p> <p>また、現金及び預金の出納についても専任の出納責任者を置くとともに、担当職員を財務事務研修へ参加させ専門的な知識を修得させる等、事務の改善に取り組んでいる。指導後、所管課が確認したところ、指導のとおり適正な事務がなされていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 経理規程等の整備</p> <p>株式会社京都産業振興センター経理規程について、棚卸資産に関する規定が置かれていなかったほか、内容に他の規程との整合を欠いている箇所があるなど、その内容に不十分な点や不備が見られた。</p> <p>経理規程は組織的な会計事務を行ううえでの基本となるものであることから、実務に照らし必要な整備を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>振興センターに対して、経理規程の必要な整備を行うよう指導した結果、平成 25 年 10 月に同センターにおいて株式会社京都産業振興センター経理規程が改正されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 契約の履行確認</p> <p>株式会社京都産業振興センター契約事務規程によると、検収については、納品書又は完了届若しくは請求書に検収済であることを明示するものとされているが、この事務が行われていなかった。</p> <p>適正に履行確認を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>契約の履行確認について、振興センターに対し、「株式会社京都産業振興センター契約事務規程」に基づき処理することを徹底するよう指導した結果、同センターにおいて適正な履行確認が行われていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 貸与備品の管理</p> <p>京都館事業の業務委託契約書によると、京都館の管理運営に必要な物品を、別に定める物品の貸与及び管理に関する契約により貸し付けるとされているが、当該契約を締結せず他の所属の備品を使用させていた。</p> <p>京都市物品会計規則（以下「市物品会計規則」という。）の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都館の管理運営に必要な物品の貸与について、平成25年4月1日付けの平成25年度「京都館」事業の業務委託契約書において、貸与物品一覧を記載し、これに掲げる物品を貸し付けることとした。</p> <p>また、局として、同年9月17日の局課長会にて、指摘を受けた問題点や改善措置等についての資料配布と説明を行い、各所属長を通じて全職員に周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 委託契約書等の業務内容</p> <p> 市契約事務規則によると、契約書を作成する場合には、契約の目的等を記載するものとされているが、首都圏における定期情報発信業務委託において、契約の目的である業務内容が契約書に明記されておらず、また、仕様書も作成されていなかった。</p> <p> 契約の締結に当たっては、契約書等により業務内容を明確にするよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>当該業務については、平成 24 年度で終了しており、平成 25 年度には契約を行っていない。</p> <p>なお、同様の業務が発生する場合には契約書等により業務内容を明確にするようにしている。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 利用料金の徴収</p> <p>京都市勧業館の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市勧業館条例（以下「勧業館条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していたほか、勧業館条例に利用料金の定めのない施設について利用料金を徴収していたものがあつた。</p> <p>勧業館条例の規定の趣旨に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、振興センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>利用料金を定めるに当たっては、平成25年4月1日付けの振興センターからの申請に対し、同日付けで市長の承認を行った。</p> <p>勧業館条例に定めのない利用料金の徴収については、勧業館条例を改正し、貸出し対象とする全ての施設に係る利用料金を定め、適切な手続により料金を徴収するよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 指定管理者が行う業務</p> <p>勸業館条例に定める施設の範囲又は開館時間以外に、特別利用として施設の利用を許可していたものがあったが、この実施に当たり本来必要と考えられる手続を行っていないものがあったほか、根拠が不明確なまま当該特別利用に関して収入していたものがあった。</p> <p>これら業務の実施に当たっては、必要な手続を経て根拠を明確にして行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>特別利用としての施設の利用許可及び当該特別利用に係る料金の徴収については、勸業館条例を改正し、振興センターが明確な根拠に基づき業務を実施するよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>4 株式会社京都産業振興センター</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 修繕の実施</p> <p>指定管理に関する協定書によると、施設の維持管理を円滑にするための修繕については指定管理者の負担とされ、施設の保守管理、安全点検、衛生管理、緊急を要する修繕及び小規模修繕等については指定管理者の責任で行うこととされているが、この区分に基づかずに修繕を実施していたものがあつた。</p> <p>修繕の実施に当たっては、協定の定めに従い、適正な負担区分と手続により行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>修繕の実施については、平成24年11月22日付けで本市と振興センターの間で締結した京都市勧業館の管理に関する協定書において、施設の管理に必要な小規模維持改修については指定管理者の負担とし、保守管理、安全管理及び衛生管理に必要な小規模維持改修等については指定管理者の責任で行うこととした。平成25年度から、当該協定書の定めに従い、適正な負担区分と手続により行っている。</p>

指 摘 事 項
<p>5 社団法人京都市観光協会（現 公益社団法人京都市観光協会）</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付の決定</p> <p>京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を調査するものとされているが、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金について、必要書類が添付されていない申請書に基づき補助金の交付の決定を行っていた。</p> <p>適正な書類を受領したうえで、補助金の交付の決定を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市観光協会への補助金の交付の決定について、指摘を受けた事務については、同協会に対して、適正な書類として、理事会による承認を受けた事業計画及び予算書を添付するよう指導を行うとともに、平成25年4月25日に文書にて指導内容の周知を行った。また、同日に同文書を用いて、職員へ周知徹底した。</p> <p>平成25年度においては、適正な書類を受領したうえで補助金交付の決定を行った。</p> <p>更に、局として、同年9月17日の局課長会にて、指摘を受けた問題点や改善措置等についての資料配布と説明を行い、各所属長を通じて全職員に周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>5 社団法人京都市観光協会（現 公益社団法人京都市観光協会）</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業等の実績を調査したうえで補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金について、実績報告書の確認後、交付額の決定及び社団法人京都市観光協会への通知を行っていなかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>京都市観光協会に対する補助金の交付額の決定について、指摘を受けた事務については、当該補助金の交付要綱に、交付額の決定・通知に関する条項を追加するとともに、平成24年度実績報告書の確認後に、同年度の補助金確定通知の決定を行った。</p> <p>指摘事項については、今後同様の誤りを生じさせないように、職員に対して、平成25年4月25日に文書にて指摘内容の周知徹底を行った。</p> <p>また、局として、同年9月17日の局課長会にて、指摘を受けた問題点や改善措置等についての資料配布と説明を行い、各所属長を通じて全職員に周知徹底を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>6 京都市民生児童委員連盟</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 補助金の実績報告</p> <p>連盟は、市からの補助金を財源として各区民生児童委員会に対して交付金及び助成金を支出しており、市への補助金の実績報告については、各区民生児童委員会から当該交付金等に係る連盟への事業報告の提出を受け、その内容を確認したうえで行う必要があるが、この事業報告の提出依頼及び受領について、市への補助金の実績報告書の提出後に行っており、交付金等の使途等の内容を具体的に確認せずに市への実績報告を行っていた。</p> <p>本件については、連盟を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたにもかかわらず、同様の問題が再び見られたものであるため、必要な手続について各区民生児童委員会への交付金及び助成金交付要綱（以下「交付金等交付要綱」という。）においてより明確に規定するなど、実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう、連盟に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置

前回の監査における指摘に対する改善措置として、連盟は、区民生児童委員会に対して助成する事業費の交付要綱（「区民生児童委員会事業費及び研修費」交付要綱）を定めた。しかし、この要綱においては、実績報告書の提出が義務付けられているものの、同報告書の提出時期に係る規定がなかったこともあり、助成対象事業が完了した後も速やかに実績報告がなされず、連盟が市に対して補助金の実績報告書を提出した後に、区民生児童委員会から連盟に実績報告書が提出された。

今回の指摘を受け、連盟に対して、各区民生児童委員会から提出された報告書について確認を行ったうえで本市に対して実績報告を行うよう指導を行った。連盟では、交付対象事業終了後速やかに実績報告を行うことを要綱に規定するとともに、各区民生児童委員会に報告書の提出について周知徹底を図り、同様の事態が生じないように改善した。

また、平成 24 年度の実績報告について改善されたことを確認した。

指 摘 事 項
<p>6 京都市民生児童委員連盟</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付の決定</p> <p>補助金の交付の決定については、補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが、連盟の運営に係る補助金の交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書が補助対象事業以外のものも含んだ連盟全体のものであり、他の補助金や委託料により実施される事業等、補助の対象外として整理しているものが除かれておらず、補助金の交付申請額の内訳に対応する補助対象事業の具体的な内容及び収支が明確となっていなかった。</p> <p>補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>連盟に対し、本補助金の使途を明確にしたうえで申請するよう指導した結果、平成 25 年度からは、連盟の事業計画と収支予算書に加えて、本補助金の使途に係る具体的な内容及び収支を明確に記載した交付申請内訳書を添付し、申請がなされた。</p> <p>また、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成 25 年 9 月 3 日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>6 京都市民生児童委員連盟</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し通知するものとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連盟の運営に係る補助金について、実績報告に添付された収支決算書が連盟全体のものであり、補助の対象となる事業についての収支を確認することができなかった。 ・ 連盟の運営に係る補助金及びブロック会議開催に係る補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び連盟への通知を行っていなかった。 ・ ブロック会議開催に係る補助金の収支計算書に、会議開催に要したものでない経費が一部含まれていたほか、収支差額が生じていたが、必要な手続を行っていなかった。 <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置

- ・ 連盟の運営に係る補助金については、平成 24 年度分から補助金の使途を明確にした実績報告を行うよう市から指導し、連盟から提出される実績報告書に新たに添付された収支内訳書により補助対象事業及び収支を精査した後、市から連盟に対して交付額決定通知を交付した。
- ・ 連盟の運営に係る補助金に関して、平成 24 年度から補助金条例に基づき実績報告を確認したうえで交付確定額の通知を行うよう改めた。また、ブロック会議開催に係る補助金に関しては、連盟から再度実績報告を提出させ、その内容を精査した後、交付額の決定と連盟への通知を行った。
- ・ ブロック会議に要したものでない経費については、実績報告の再提出の際に支出内訳から除外されており、収支余剰についても認められたため、連盟に対し交付額確定通知とともに補助金の返還を求め、平成 25 年 8 月 27 日に返還金の納入を確認した。
指摘を受けた事務については、平成 25 年 9 月 3 日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 法人内経理区分間での貸付金の処理</p> <p>翌年度にわたる本部経理区分から施設経理区分への貸付金の一部について、本部経理区分では短期貸付金として資産に計上しているが、施設経理区分では雑収入として収入に計上しており、計算書類において収入及び負債の状況が正しく示されていなかった。</p> <p>社会福祉法人会計基準等に沿って適切に計算書類を作成するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会に対し、法人内経理区分間での貸付金の処理について、社会福祉法人会計基準等に沿って適切に計算書類を作成するよう指導した結果、平成24年度から改善されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 計算書類の作成</p> <p>計算書類については、社会福祉法人会計基準に基づき作成することとされているが、計算書類のうち作成されていないもの、前年度と当年度とで一致すべき数値が一致していないものなどがあった。</p> <p>社会福祉法人会計基準に沿って適切に計算書類を作成するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会に対し、計算書類の作成について、社会福祉法人会計基準に沿って適切に計算書類を作成するよう指導した結果、平成24年度から改善されたことを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 金銭の収納</p> <p>社会福祉法人京都社会福祉協会経理規程(以下「社会福祉協会経理規程」という。)によると、金銭の収納に関しては、会計責任者等の認印を受けた領収書を発行するものとされているが、円町児童館において児童館利用料金等を現金収納した際、領収書を発行していなかった。</p> <p>社会福祉協会経理規程に基づき適正に事務を行うよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会に対して、現金を収納した際には必ず領収書を発行するよう指導を行った結果、法人においても、運営する各施設の発行する領収書の様式を統一し、法人のホームページ(施設専用ページ)から様式をダウンロードできるように改善を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(d) 入札による業者決定</p> <p>入札は最も有利な条件を示した者との間で契約するものであり、社会福祉法人京都社会福祉協会工事請負業者決定等取扱要綱では、工事請負契約を競争入札に付した場合には、原則として最低価格を示した業者と契約するとしているが、業者決定に当たり、入札価格以外の要素を考慮する場合の取扱基準等がなく、決定書にも業者決定理由が明確にされていないものがあった。</p> <p>業者決定の理由を明確に記載するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会に対し、社会福祉法人京都社会福祉協会工事請負業者決定等取扱要綱には最低価格を示した業者と契約することとあるため、今後、入札による業者決定にあたっては、同要綱を遵守し最低価格を提示した業者と契約するよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(e) 随意契約</p> <p>社会福祉協会経理規程によると、請負その他の契約でその予定価格が定められた額を超えない場合に随意契約をすることができるかとされているが、定められた額を超える契約について、随意契約していた。</p> <p>社会福祉協会経理規程に基づき適正に事務を行うよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会に対し、随意契約について、社会福祉協会経理規程に基づき適正に事務を行うよう、各園長会・館長会で周知徹底するよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 委託料の精算報告</p> <p> 社会福祉協会が設置経営する児童館に係る児童館事業委託契約書及び社会福祉協会を指定管理者とする公設児童館の管理に関する協定書によると、委託料は概算払とし、委託期間終了後（公設児童館にあつては年度ごとに期間終了後）に精算するものとされているが、委託料の変更にあたって、当該期間の事業に要した総額を明らかにした精算報告書の提出を受けていなかった。</p> <p> 委託料の精算にあたっては、適正な精算報告書の提出を受けるよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>委託料の精算報告について、社会福祉協会から、精算手続に必要な報告書に加えて、当該期間の事業に要した総額を明らかにした精算報告書の提出を受けるよう改めた。</p> <p>また、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成 25 年 9 月 3 日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>7 社会福祉法人京都社会福祉協会</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (b) 委託料の支払</p> <p> 社会福祉協会から他団体へ派遣され、本市から当該団体への委託業務に従事している職員の人件費について、派遣元である社会福祉協会に対して、指定管理料の一部として支払い、社会福祉協会から当該団体へ支払われていた。</p> <p> 委託料の支払に当たっては、契約の内容に従い、適正に処理するよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>社会福祉協会から他団体へ派遣され、他団体で本市の委託業務に従事している職員の人件費に係る委託料の支払については、平成 25 年度から派遣元である社会福祉協会に対してではなく、直接委託先である団体との委託契約に基づく委託料として支払うよう改めた。</p> <p>また、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成 25 年 9 月 3 日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 指定管理に係る収支報告</p> <p>指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書に業務に係る収入及び支出の内訳を記載して提出することとされているが、この内訳に実際の決算額と異なっているものがあつた。</p> <p>事業報告書には指定管理に係る収入及び支出の決算額を正確に記載するよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指定管理に係る収支報告について、カリタス会に対して指定管理に係る収入及び支出の決算額が正しく記載された事業報告書の提出を指示し、実際の決算額と異なっていた原因等を確認、聴取するとともに、次報告以降、事業報告書には正確な指定管理に係る収支決算額の記載を行うよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 再委託の承諾</p> <p>指定管理に関する協定書において、第三者への委託を認められる業務は列挙されているが、京都市東九条特別養護老人ホーム及び京都市東九条老人デイサービスセンターの管理において当該列挙された業務以外の業務を第三者に委託していた。</p> <p>再委託に当たっては、事前に市の承諾を得て行うよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>再委託の承諾について、カリタス会に対して、協定書の内容確認を行うとともに、事前に市の承諾を得て行うよう指導した結果、平成 25 年における再委託の許可手続は適切に行われた。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 貸与備品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する協定書によると、貸与物品の返納に当たっては貸与物品返納申請書により申請することとされているが、本市から貸与された重要物品を処分する際に当該申請を行っておらず、また、処分後に締結した協定書に当該物品を記載しているものがあつた。</p> <p>貸与備品については、物品の貸与及び管理に関する協定書に従つた手続を行うよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>カリタス会に対し、物品の貸与及び管理に関する協定書に掲載されている物品について、現在の管理状況を速やかに確認するよう指示し、他に未申請分がないかを確認するとともに、本市から貸与している物品について、物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき適切な管理を徹底するよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 行政財産の目的外使用許可</p> <p>行政財産の目的外使用については、市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあつた。</p> <p>行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>カリタス会に対して、行政財産を目的外に使用する場合は、京都市公有財産規則に基づく所定の手続が必要となることを指導するとともに、目的外使用の許可を要するものについては、適正な手続を行った。</p> <p>また、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成25年9月3日局内全所屬に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会</p> <p>(2) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 貸与備品の管理</p> <p>本市からカリタス会に対して指定管理業務に要する備品を貸与しているが、適正な備品整理票を貼付していないものがあった。</p> <p>定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれない。</p>

講 じ た 措 置
<p>所属長から関係職員に対し、物品の貸与及び管理に関する協定書に掲載されている物品について、現状を速やかに確認し、備品整理票を貼付していないものについて、是正するよう指示した。</p> <p>また、カリタス会に対して、本市から貸与している物品について、物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき適切な管理を徹底するよう指導した。</p> <p>更には、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成 25 年 9 月 3 日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>9 財団法人京都市健康づくり協会（現 公益財団法人京都市健康づくり協会）</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 見積書の徴収</p> <p>財団法人京都市健康づくり協会経理規則によると、契約については、当該経理規則に定めるもののほか、京都市の例によるとされているが、随意契約により契約を締結する際の見積書の徴収についての定めがなく、契約金額が10万円を超えるものについて複数の者から見積書を徴していないものがあった。</p> <p>随意契約により金額が10万円を超える契約を締結する場合は、複数の者から見積書を徴するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>見積書の徴収について、健康づくり協会に対して、平成25年6月21日付けの「平成24年度財政援助団体等監査における指摘について」により、金額が10万円を超える契約を締結する場合は、本市に準じて複数の者から見積書を徴するよう、改めて指導を行った。同協会においては、指導を受けて、その旨を職員へ周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>9 財団法人京都市健康づくり協会（現 公益財団法人京都市健康づくり協会）</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 財務諸表の作成</p> <p>財務諸表について、本市からの出えん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。</p> <p>公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>本市からの出えん金については、健康づくり協会において、平成 25 年 3 月の理事会での平成 25 年度予算案の議決のもと、平成 25 年 4 月 1 日付けで一般正味財産から指定正味財産に振り替えられた。</p> <p>また、同協会に対し、平成 25 年 6 月 21 日付けの「平成 24 年度財政援助団体等監査における指摘について」により、公益法人会計基準に基づき、適切な財務諸表等を作成するよう、改めて指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>9 財団法人京都市健康づくり協会（現 公益財団法人京都市健康づくり協会）</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 貸与備品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与された物品について、貸与物品一覧及び本市備品台帳に記録はあるが、現物を確認できない備品があった。</p> <p>貸与備品については、物品の貸与及び管理に関する協定書に従い、管理を適正に行うよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>健康づくり協会に対し、平成25年3月に、貸与物品の棚卸しを行うよう指示し、亡失したものについては貸与物品亡失報告書を提出させ、不要な物品については、返納させた。</p> <p>また、同協会に対し、平成25年6月21日付けの「平成24年度財政援助団体等監査における指摘について」により、物品の貸与及び管理に関する協定書に基づく適正な管理について改めて指導を行った。同協会においては、指導を受けて、その旨を職員へ周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>9 財団法人京都市健康づくり協会（現 公益財団法人京都市健康づくり協会）</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 貸与備品の管理</p> <p>物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品について、備品整理票を貼付していない、又は備品整理票が剥がれて、備品の特定が困難なものがあった。また、備品台帳と備品の整理票番号が一致していないものが多数あった。</p> <p>定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取組みたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>年度末の物品の貸与及び管理に関する協定の更新の際に、所管課と健康づくり協会の担当者が共同で備品台帳と備品の照合を行うとともに、平成25年7月に備品整理票の貼付を一新した。</p> <p>また、同協会に対し、平成25年6月21日付けの「平成24年度財政援助団体等監査における指摘について」により、定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な管理を行うよう、改めて指導を行った。同協会においては、指導を受けて、その旨を職員へ周知徹底した。</p> <p>また、保健福祉局として、指摘を受けた事務については、平成25年9月3日局内全所属に対して監査結果を送付し、適正に事務を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 京都醍醐センター株式会社</p> <p>(2) 出資団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 契約の締結</p> <p>醍醐センターにおいては、競争性のある契約を担保する契約手続等を定めた規定がなく、契約を締結していた。</p> <p>この点について、醍醐センターは平成24年度に京都醍醐センター株式会社契約事務規則を制定し、平成25年度から施行したが、今後、これを適正に運用し、競争性を確保した契約を行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成25年5月9日付けで、醍醐センターに対して、指摘事項に係る是正措置を求める通知文を送付した。</p> <p>同団体から、公平性、公正性及び競争性を確保するため、すべての契約について、同年4月1日から施行した同団体の契約事務規則に基づき、適正に実施する旨の報告を受け、所管課として、同年6月26日に、当該事務については是正されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
10 京都醍醐センター株式会社 (2) 出資団体監査 b 所管課関係 (a) 委託料の支払 パセオ・ダイゴロー西館における市施設内共用部分の管理等に関する契約書によると、委託料の支払については委託業務終了後とされているが、醍醐センターからの請求に基づき四半期ごとに支払われていた。 委託料の支払については、契約書に基づいて行うようにされたい。

講 じ た 措 置
平成25年度からは、委託契約書に基づき、適正な時期に委託料を支払うように改めるとともに、所属長から所属関係職員に周知徹底を行った。 また、同年9月13日に、都市計画局の各所属長に対して、指摘事項の改善を徹底する文書を通知し、適正な事務の執行を行うよう周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>10 京都醍醐センター株式会社</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 開館時間の変更</p> <p>京都市醍醐交流会館条例（以下「醍醐交流会館条例」という。）によると、指定管理者は市長の承認を得て開館時間を変更することができることとされているが、承認を得ることなく開館時間を変更していた日があった。</p> <p>醍醐交流会館条例に基づき、施設の管理運営を適正に行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成25年5月9日付けで、醍醐センターに対して、指摘事項に係る是正措置を求める通知文を送付した。</p> <p>同団体から、条例に基づき適正な開館時間による会館運営に改める旨の報告を受け、所管課として、同年6月26日に、当該事務については是正されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 京都醍醐センター株式会社</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(b) 公金収納に係る事務</p> <p>京都市醍醐駐車場及び京都市醍醐交流会館において、公金を速やかに払い込んでいないなど公金収納に係る事務が適正に行われていないものがあった。</p> <p>市会計規則に基づき、公金収納に係る事務を適正に行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成25年5月9日付けで、醍醐センターに対して、指摘事項に係る是正措置を求める通知文を送付した。</p> <p>同月27日付けで、同団体から、収納した現金は翌営業日に市に払い込むよう改める旨の報告を受け、所管課として、同年6月26日に、当該事務については是正されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 京都醍醐センター株式会社</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(c) 指定管理に係る事業報告</p> <p>京都市醍醐駐車場及び京都市醍醐交流会館に関し、提出された各事業報告について、醍醐センターはこれら指定管理施設とこれ以外の施設とを一体として建物管理を再委託しているが、その経費の案分方法など報告に当たっての考え方が不明確な事業報告を行っていた。</p> <p>考え方を明確にさせたいと、指定管理に係る事業報告を行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 25 年 5 月 9 日付けで、醍醐センターに対して、指摘事項に係る是正措置を求める通知文を送付した。</p> <p>同月 27 日付けで、同団体から、複数の施設に係る経費を一括して執行する場合は、それぞれの施設に要した経費を明確にするよう改める旨の報告を受け、所管課として、同年 6 月 26 日に、当該事務については是正されていることを確認した。</p>

指 摘 事 項
<p>10 京都醍醐センター株式会社</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 駐車料金の徴収</p> <p> 地方自治法によると、使用料に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされているが、京都市醍醐駐車場の定期駐車料金について条例と異なる金額を徴収しているものがあつた。</p> <p> 地方自治法に従い、適正な取扱いをされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成25年11月に駐車場条例施行規則を改正し、必要な規定の整備を行った。</p> <p>また、同年9月13日に、都市計画局の各所属長に対して、指摘事項の改善を徹底する文書を通知し、適正な事務の執行を行うよう周知徹底を図つた。</p>

指 摘 事 項
<p>11 財団法人京都市都市整備公社（現 一般財団法人京都市都市整備公社）</p> <p>(3) 公の施設の指定管理者監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 調定</p> <p>地方自治法によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、駐車料金について、速やかに調定を行っていないものがあった。</p> <p>地方自治法に従い、適正な事務を行うようにされたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受けた調定については、平成24年4月分収入から速やかに調定を行った。</p> <p>平成25年4月15日の所属内会議で指摘事例の周知を行い、所属長から所属職員に対し適正な収入事務について周知徹底した。</p> <p>建設局内で外郭団体を所管している所属においても、同じ誤りが起きることが想定されるため、同年9月に関係所属に対して、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

指 摘 事 項
11 財団法人京都市都市整備公社（現 一般財団法人京都市都市整備公社） (3) 公の施設の指定管理者監査 a 所管課関係 (b) 駐車料金の徴収 地方自治法によると、使用料に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされているが、自転車の駐車料金について明確に定めずに徴収していた。 地方自治法に従い、明確に定められたい。

講 じ た 措 置
駐車料金の徴収について、平成 25 年 9 月市会で駐車場条例等を改正し、必要な規定の整備を行った。 また、同年 4 月 15 日の所属内会議で指摘事例の周知を行い、所属長から所属職員に対し適正な事務について周知徹底した。 なお、建設局内で外郭団体を所管している所属においても、同じ誤りが起きることが想定されるため、同年 9 月に関係所属に対して、指摘事項を周知するとともに、適正な事務処理を行うよう徹底した。

2 平成 23 年度財政援助団体等監査（平成 24 年 4 月 26 日監査公表第 670 号）

（文化市民局－1）

指 摘 事 項
<p>4 伏見区体育振興会連合会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(a) 実績報告書の受領</p> <p>補助金条例等によると、補助事業が完了したときは実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添えて提出するものとされているが、伏見体振の一般会計全体の事業報告書及び収支決算書を受領しており、補助対象事業の実績及びその正確な収支が確認できなかった。</p> <p>補助事業が適正に執行されたことを確認できる実績報告書を受領されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成 24 年度の実績報告書については、補助事業が明確化された事業報告書及び収支決算書を受領し、補助対象事業の実績及び収支を確認した。</p> <p>また、文化市民局内研修会の際に、文化市民総務課より、財政援助団体等を所管する課に対し、補助金条例等に従い、適正な補助金交付事務を行うよう周知徹底するとともに、各団体に対して注意喚起するように依頼した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 伏見区体育振興会連合会</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定</p> <p>補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、京都市体育振興会補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び伏見体振への通知を行っていなかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成24年度補助金の交付額の決定について、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条に従い、実績報告書を受領後、精査のうえ、補助金交付額の決定を行い、交付額決定通知を送付した。</p> <p>また、文化市民局内研修会の際に、文化市民総務課より、各課に対し、補助金条例に従い、適正な事務を行うよう、周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>4 伏見区体育振興会連合会</p> <p>(3) 随時監査（委託料）</p> <p>a 委託契約の履行確認</p> <p>委託契約書によると、事業終了後速やかに事業報告書を提出しなければならないとされているが、業務が適正に履行されたことを確認できる報告書を受領していなかった。</p> <p>事業報告書は委託業務が適正に履行されたことを確認する書類であるため、報告事項等を明確に定めたいうで提出を求め、履行の確認を行われない。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成24年度の委託契約に係る事業報告書について、事業実施要項で定められた事業のみを記載するよう取扱手順書に追記し、報告事項等を明確にしたうで提出を求め、履行確認を行った。</p> <p>また、文化市民局内研修会の際に、文化市民総務課より、各課に対し、指摘内容を説明し、適正な事務を行うよう、周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 社会福祉法人京都福祉サービス協会</p> <p>(3) 財政援助団体監査</p> <p>a 所管課関係</p> <p>(a) 補助金の交付額の決定</p> <p>補助金条例によると、補助事業等の実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、京都市軽費老人ホーム利用料補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及びサービス協会への通知を行っていなかった。</p> <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>平成24年度の補助金の交付額の決定に当たっては、補助金交付申請により交付予定額を通知し、実績確定後に確定通知を行うよう改めた。</p> <p>指摘を受けた事務については、平成24年9月3日の保健福祉局課長会で説明を行い、適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>12 社会福祉法人京都福祉サービス協会</p> <p>(4) 公の施設の指定管理者監査</p> <p> b 所管課関係</p> <p> (a) 行政財産の目的外使用許可</p> <p> 行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を取ることなく施設を目的外に使用しているものがあつた。</p> <p> 行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>サービス協会に対して、行政財産を目的外に使用する場合は、京都市公有財産規則に基づく所定の手続が必要となることを指導するとともに、平成 25 年度から目的外使用の許可手続を行っている。</p> <p>指摘を受けた事務については、平成 24 年 9 月 3 日の保健福祉局課長会で説明を行い、適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

指 摘 事 項
<p>13 社団法人京都市老人クラブ連合会（現 一般社団法人京都市老人クラブ連合会）</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>a 団体関係</p> <p>(a) 補助金の実績報告</p> <p>京都市高齢者地域福祉推進補助金を、市老連から行政区老人クラブ連合会への助成金として交付しているが、助成の要件及び手続等を規定した定めがなく、その結果、助成金による事業の実績が十分に確認されていないものがあつた。</p> <p>助成金交付要綱等を制定するとともに、適切に助成金による事業の実績を確認し、市老連から市長への実績報告書を適正に作成するよう、市老連に対して指導し、改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>市老連に対し、助成金交付要綱等を制定するとともに、適切に助成金による事業の実績を確認し、実績報告書を適正に作成するよう、指導した。市老連では、京都市高齢者地域福祉推進補助金に係る助成金交付要綱が平成24年4月3日の第1回理事会で議決、制定され、各老連事務局長会議で周知するとともに、当要綱に基づき、十分に事業の実績を確認するよう指導した。</p> <p>平成24年度の実績報告書については、市老連から、助成金交付要綱に基づき適切に事業の実績を確認した内容で提出を受け、その内容を審査したうえで、市老連に対して確定通知を発出するよう改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>13 社団法人京都市老人クラブ連合会（現 一般社団法人京都市老人クラブ連合会）</p> <p>(2) 財政援助団体監査</p> <p>b 所管課関係</p> <p>(b) 補助金の交付額の決定等</p> <p>補助金条例によると、補助事業等の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により、実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実績報告書について、市老連における全体の事業報告及び収支決算書が添付されており、補助の対象とした事業の実績及び収支決算を確認できなかった。・ 実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び市老連への通知を行っていなかった。 <p>補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘を受け、所属長から関係職員に対し、補助金の交付額の決定の際には補助金条例等に従い、適正な事務を行うように指導するとともに、所属内にも周知徹底した。また、市老連に対しては、全体の事業報告及び収支決算書ではなく、事業ごとの実績報告及び収支決算書を提出するよう指導した。</p> <p>平成 24 年度からは補助金交付申請により交付予定額を通知し、実績確定後に確定通知を行うよう改めた。</p> <p>指摘を受けた事務については、平成 24 年 9 月 3 日の保健福祉局課長会で説明を行い、適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

(監査事務局)